

令和 7 年度農林水産省委託事業

令和 7 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業

(事業者データベース整備及び補完調査等)

調査報告書

令和 8 年 3 月

株式会社アビー

目次

第 1 章 事業の概要	3
1.1 事業名	3
1.2 事業目的	3
1.3 事業内容	3
第 2 章 事業者データベースの整備	6
2.1 事業者データベースの概要	6
2.2 新規・廃業事業者情報の更新	6
2.2.1 新規情報	6
2.2.2 廃業情報	6
2.3 基本情報に過不足がある事業者情報の更新	7
2.4 再商品化義務履行状況の更新	7
第 3 章 補完調査	8
3.1 食品リサイクル法に関する補完調査	8
3.1.1 補完調査対象事業者の選定	8
3.1.2 アンケート調査用紙の作成	10
3.1.3 電話による督促及びメール調査	22
3.1.4 補完調査結果	23
3.2 容器包装リサイクル法に関する補完調査	29
3.2.1 補完調査対象事業者の選定	29
3.2.2 アンケート調査用紙の作成	32
3.2.3 電話による督促及びメール調査	49
3.3 補完調査結果	50
第 4 章 まとめ	52
4.1 調査結果の回答内訳	52
4.2 今後の調査の課題	55
4.3 今後の展開（容器包装リサイクル法の次年度以降の調査対象事業者数）	58

第 1 章 事業の概要

1.1 事業名

令和 7 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（事業者データベース整備及び補完調査等）

1.2 事業目的

食品産業環境対策における調査点検業務は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に係る食品循環資源の再生利用等の取組が著しく不十分と認められる事業者及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく再商品化義務の不履行の疑いが高く、かつ、再商品化義務量の多い事業者に対して優先的に実施することとしている。

調査点検業務の効率的かつ効果的な実施を図るためには、その基礎となる食品関連事業者のデータベース（以下「事業者データベース」という。）の整備・充実が重要である。

本事業では、地方農政局等が令和8年度以降に調査点検業務を円滑に実施することができるようにするため、最新の食品関連事業者の企業データの入手、リサイクル状況等を確認できていない食品関連事業者に対するアンケート調査依頼（以下「補完調査」という。）の実施等により、事業者データベースの整備・充実を図り、また、これらの過程において得られた食品関連事業者の詳細情報の整理及び取りまとめを行うこととする。

1.3 事業内容

本事業においては、次の（１）及び（２）に掲げる内容を実施した。

（１）事業者データベースの整備

ア 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室が令和 6 年度に整備した事業者データベース（205,482事業者、エクセル（最大 60MB×10 ファイル））において、食品関連事業者に関する市販の最新の企業データ（株式会社帝国データバンク）を入手し、企業の新設情報 240件、更新情報532件、廃業情報38件の状況を事業者データベースに反映させた。なお、必要となる基本情報は、以下のとおりである。

①事業者名、②事業者名（読み仮名）、③設立年月、④郵便番号、⑤所在地、⑥代表者氏名、⑦代表者役職、⑧電話番号、⑨従業員数（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 21 条に該当する者を除く）、⑩資本金額（百万円）、⑪当期決算年月、⑫売上高（百万円）、⑬主業種名、⑭従業種名、⑮その他

イ 別途、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室担当職員（以下「担当職員」という。）からエクセルファイルで提供する再商品化義務履行状況の情報を事業者データベースに反映させた。（26,753 事業者）

（2）リサイクル状況等未確認事業者に対する補完調査の実施及び調査結果の事業者データベースへの反映

ア （1）の反映を行った事業者データベースから、次の（a）又は（b）に当たる事業者を抽出し、それぞれ補完調査対象事業者名簿（以下「事業者名簿」という）を作成した。なお、事業者の抽出の際は、担当職員と協議して決定した。

（a）食品リサイクル法関係については、食品リサイクル状況等が確認できていない事業者（令和 6 年度に食品リサイクル法第 9 条第 1 項に基づく定期の報告を行った者を除く。4,000 事業者）

（b）容器包装リサイクル法関係については、再商品化義務の履行状況が確認できていない事業者のうち、

製造業：従業員数 21 人以上及び年間売上高 2 億 4,001 万円以上

商業・サービス業：従業員数 6 人以上及び年間売上高 7,001 万円以上の事業者（4,000 事業者）

イ 担当職員と内容を協議の上、アにおいて作成した事業者名簿に記載された事業者（以下「補完調査対象者」という。）に対する依頼状及びWEBアンケートサイトを構築し、農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室の名においてリサイクル状況等を確認するためのWEB調査等を実施した。なお、調査項目は以下のとおり。

【食品リサイクル法関係】

①業種、②食品廃棄物等の発生量、③食品廃棄物等の発生抑制、再生利用の取組の有無、④その他担当職員と協議の上決定する食品リサイクル法関連情報

【容器包装リサイクル法関係】

①業種、②令和元年度から令和 7 年度までに使用した容器包装の種類、③令和元年度から令和 7 年度までの年度別売上高、④令和元年度から令和 7 年度までの年度別従業員数、⑤その他担当職員と協議の上決定する容器包装リサイクル法関連情報

ウ 依頼状を発送した補完調査対象者の名称及び所在地、WEB調査への回答状況を管理する整理票を作成した。当該整理票は、担当職員からの求めに対し、いつでも報告できるように整理した。

エ 回答内容に記載不備があった場合には、電話による確認を行い、WEBアンケートサイトに代行入力した。

オ WEB調査が未回答の補完調査対象者の担当者又は責任者に対して、電話等により回答の督促を行い、WEBアンケートサイトでの回答率が30%以上となるように努めた。督促の際、電話により回答が得られる補完調査対象者については、回答の内容を聴き取り、その内容をWEBアンケートサイトに代行入力した。

カ エ及びオの業務に従事する者は、事前に食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法、本補完調査の内容等に関する理解を深めるための研修を行った。

キ 本補完調査で得られた情報を（１）の事業者データベースに反映した。

ク 容器包装リサイクル法に関する補完調査実施後の次年度以降調査対象事業者数の事業者リストを別途エクセルファイルにて整理した。

実施スケジュール表

#	大項目	中項目	2025年9月				10月				11月				12月				2026年1月				2月				3月			
			1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	(1) 準備作業	食品リサイクル法 案内文/アンケート文の作成																												
2		容器包装リサイクル法 案内文/アンケート文の作成																												
3		依頼状(会社名/県水産)の作成																												
4		WEBアンケートシステム構築																												
5																														
6	(2) データ整備	県水産課より令和6年度版データ入手(データ整備)																												
7		業者よりデータ入手と反映(データ整備)																												
8		再商品化義務履行データ入手と反映(データ整備)																												
9		定期報告データ入手と反映(データ整備)																												
10	(3) 調査対象と補完調査の実施																													
11		食品リサイクル法対象業者選定 ※4,000社																												
12		容器包装リサイクル法対象業者選定 ※4,000社																												
13		調査整理票作成(食品リサイクル法/容器包装リサイクル法)																												
14		依頼ハガキ印刷																												
15		依頼ハガキ送付(食品リサイクル法4,000社/容器包装リサイクル法4,000社)																												
16		回答待ち																												
17		調査事業計画、および不備電話確認(入電対応)																												
18		調査従事者への研修																												
19		未回答者への電話督促および電話調査																												
20		調査結果のDB入力作業																												
21																														
22	(4) 報告書作成																													
23	(5) 納品	報告書、納品物作成																												
24																														

第 2 章 事業者データベースの整備

2.1 事業者データベースの概要

農林水産省では、食品リサイクル法並びに容器包装リサイクル法の調査点検業務の効率化かつ効果的な実施を図るために、食品関連事業者の事業者データベースを作成している。本年度の事業開始前の事業者データベースの概要を表 2-1 に示す。

表 2-1 事業者データベース（令和 7 年 9 月時点）

農政局等	事業者数
北海道	14, 212
東北	16, 986
関東(東京)	26, 541
関東(東京以外)	42, 017
北陸	12, 912
東海	14, 919
近畿	25, 698
中四国	24, 817
九州	24, 755
沖縄	2, 733
合計	205, 590

2.2 新規・廃業事業者情報の更新

令和 6 年度に整備した事業者データベースの事業者情報を更新するため、事業者の新規情報、廃業情報を収集し、事業者データベースに反映させた。

2.2.1 新規情報

令和 6 年度事業者データベースに登録されていない事業者の企業データを、株式会社帝国データバンクから購入し、事業者データベースに新規情報として反映させた。反映した新規事業者数を地域別に表 2-2 に示す。

2.2.2 廃業情報

令和 6 年度事業者データベースに登録されている事業者の廃業情報を、公的公開データなどから調査し、事業者データベースの項目「新規・合併・廃業フラグ」を更新した。反映した廃業事業者数を地域別に表 2-2 に示す。

2.3 基本情報に過不足がある事業者情報の更新

令和6年度に整備した事業者データベースのうち、1.3(1)アに記載の必要な基本情報に過不足のある事業者情報を更新するため、事業者情報を収集し事業者データベースに反映した。収集方法は、①株式会社帝国データバンクからの新規事業者情報と更新事業者情報の購入、および②公的公開データ等からの廃業事業者情報の収集、である。反映した事業者数を地域別に表2-2に示す。また、EXCELデータにおける着色セルや、取り消し線、メモ機能等がある場合は、溶け込み状態に反映した。

表 2-2 反映した新規・廃業・更新事業者数（令和7年11月時点）

農政局等	新規	更新	廃業	合計
北海道	5	0	0	5
東北	10	6	1	17
関東(東京)	23	22	0	45
関東(東京以外)	30	74	3	107
北陸	11	26	0	37
東海	11	4	0	15
近畿	17	32	0	49
中四国	93	317	22	432
九州	40	42	0	82
沖縄	0	9	0	9
合計	240	532	26	798

2.4 再商品化義務履行状況の更新

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の特定事業者データから再商品化義務履行状況の情報を、事業者データベースの項目「申込素材」、「申込種別」、「備考（指導内容等）」に反映させた。

再商品化義務履行状況の情報の反映方法を表2-3に、また特定事業者データは26,753件であり、このうち「特定事業者番号」が一致した事業者は13,557件で、情報を反映させた。特定事業者データを地域別に表2-4に示す。

表 2-3 再商品化義務履行状況の情報の反映方法

特定事業者番号と特定事業者コードが一致した場合	
特定事業者データ項目	事業者データベース項目
申込素材	→ 申込素材
申込種別	→ 申込種別
備考	→ 備考（指導内容等）

表 2-4 特定事業者データ（令和 7 年 8 月時点）

農政局等	特定事業者データ 数	特定事業者番号等で照合し データ反映
北海道	1, 282	786
東北	2, 036	1, 374
関東(東京)	5, 537	1, 534
関東(東京以外)	4, 228	2, 419
北陸	1, 771	1, 161
東海	4, 257	1, 328
近畿	2, 251	1, 639
中四国	2, 610	1, 622
九州	2, 531	1, 560
沖縄	250	134
合計	26, 753	13, 557

第 3 章 補完調査

3.1 食品リサイクル法に関する補完調査

食品リサイクル状況等が確認できていない食品関連事業者を対象に、食品廃棄物等の発生状況並びに食品リサイクルの取組を把握するためのWEBアンケートを実施した。

3.1.1 補完調査対象事業者の選定

食品リサイクル法補完調査対象事業者（4,000 事業者）の抽出方法として、以下の方法で実施した。

i) 合併、廃業の事業者を除く

事業者データベースの項目「新規・合併・廃業フラグ」が‘合併’、‘廃業’である事業者を除く。

ii) 次の①から③に該当する事業者を除く

①事業者データベースの項目「定期報告の有無」において、平成21年度～令和7年度に定期報告の提出がある（●が入力された）事業者
なお、直近年度の提出状況が入力されていない地方農政局等については、該当年度の定期報告受付状況一覧表等により確認する

②事業者データベースの項目「調査点検指導状況」において、平成18年以前～令和7年に何らかの調査を行った記録のある事業者

③事業者データベースの項目「食リ補完調査実施年度」に、H25’～‘R6’が入力されている事業者

iii) 主業種が食品関連事業者に該当する事業者を抽出

事業者データベースの項目「4 業種分別（主業種）」が、‘食品製造業’、‘食品卸売業’、‘食品小売業’、‘外食産業’である事業者を抽出する。ただし、近畿農政局においては、上記4業種以外の業種が入力されている事業者が多数存在することから、次の業種についても抽出対象に含めるものとする。

- ・食料品製造業、清涼飲料・茶・コーヒー製造業及び酒類製造業は、食品製造業に含める
- ・食料品卸売・小売業、酒類卸売・小売業は、‘業種名称_1’～‘業種名称_3’の内容に応じて、食品卸売業又は食品小売業に含める

iv) 令和7年度に定期報告書を受け付けた事業者は調査対象から除く
 令和7年度に、各地方農政局等において食品リサイクル法に基づく定期報告書を受け付けた事業者が抽出されている場合は、調査対象から除く。
 (別途受領の定期報告受付状況一覧表による。)

v) 調査対象事業者を選定する

iv) まですで抽出された中から、調査対象事業者を選定する。

- ・食品製造業は、全ての事業者を調査対象とする。
- ・食品卸売業、食品小売業、外食産業については、各業種における売上高の上位から順に調査対象とする。

なお、業種ごとの調査対象件数は、3業種合計の抽出数に占める各業種の割合に応じて按分することとする。

上記方法にて、抽出された補完調査対象事業者数(4,000 事業者)を業種別に表 3-1 に示す。

表 3-1 補完調査対象事業者数

農政局等	補完調査対象事業者				
	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	合計
北海道	37	4	3	12	56
東北	285	56	117	87	545
関東(東京)	14	15	10	22	61
関東(東京以外)	501	91	96	96	784
北陸	249	13	25	39	326
東海	162	35	33	60	290
近畿	404	47	83	111	645
中四国	448	52	50	86	636
九州	472	54	66	64	656
沖縄	1	0	0	0	1
合計	2,573	367	483	577	4,000

3.1.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、ハガキによる依頼状の作成とWEBアンケート専用サイトを構築し、発送数分の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼状
- ii) WEBアンケート回答URL及びQRコード
- iii) 別紙

作成した依頼状に、WEBアンケートへの回答依頼と専用サイトへのアクセス先を記載し、3.1.1 章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日：令和8年1月26日

また、農林水産省ホームページに図 3-1 に示すとおり、アンケート実施中の周知文を掲載した。

図 3-1 農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html

食品リサイクルの推進

食品廃棄物は、まず発生抑制することが第一です。

しかし、第二段階として、発生してしまった廃棄物は再生利用しなければなりません。

ここでは、食品廃棄物・食品ロスの発生量、事業者の皆様へ提出して頂きたい定期報告、再生利用事業者の登録、再生利用事業計画の認定、食品リサイクル推進の取り組みについて掲載しています。

令和7年度食品産業リサイクル状況等アンケート調査の実施について

現在、株式会社アビーを事務局に令和7年度食品産業リサイクル状況等調査として、食品リサイクルの実施状況等に関するアンケート調査を実施しております。

誠に恐れ入りますが、お手元にハガキが届いた事業者におかれましては、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケートへの回答にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

i) 依頼状

・はがき表面

ハガキ表
<回答依頼者郵便番号> <回答依頼者住所> <回答依頼者宛名> <事業者ID>
令和7年度食品産業リサイクル状況等 アンケートへのご協力をお願い 本依頼は、食品リサイクル法に基づく定期報告を提出いただいている方、対象外事業者の方、過去に地方農政局等からの連絡を受けられた方にも届く場合があります。ご多用のところ恐れ入りますが、ハガキ裏面の調査に御協力いただけますと幸いです。 MAFF Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 農林水産省

・はがき裏面

令和8年1月	
各位	
平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 農林水産省では、「<u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)</u>」の周知、点検指導の一環として、食品リサイクルの実施状況等に関するアンケート調査を実施することとしました。 お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、<u>左下のQRコード又はURLからアクセスしていただき、令和8年2月13日までにご回答をお願い申し上げます。</u>	
【回答用 QR コード】 	【回答 URL】 https://abeey.net/wt09/UserLogin.aspx 所要時間は約3分です。 パソコンからご回答いただくと、見やすく、入力も簡単です。ぜひご利用ください。
なお、本調査は農林水産省の委託を受け、株式会社アビーが実施するものです。農林水産省 HP でも掲載しておりますので、ご参照願います。 【農林水産省 HP】 https://www.maff.go.jp/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html	
【お問合せ先】株式会社アビー 調査・サポート係 〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-4-3 蔵前永谷ビル 2F Tel:03-5829-4335 E-mail: recycle@abeey.co.jp 受付時間平日 10:00~12:00、13:00~17:00 【調査実施元】 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	

ii) WEBアンケートのログイン画面と回答画面

← ↻ 🏠 <https://abeey.net/wt09/UserLogin.aspx> 🔑 ☆ ⚙️ | ☆ 👤



令和7年度 食品産業リサイクル状況等 アンケート調査

パスワードはハガキの表面の事業者IDの先頭に
@をつけた文字列です 例) @1234567

ID

Password

☒ 日本語 ☐ English ☐ 汉语 ☐ français ☐ Deutsch ☐ español ☐ हिन्दी ☐ Tiếng việt nam

稼働環境など

Powered by WebTrain Ver2.0.0

別紙について

以下を参照ください。

[LINK](#)

食品リサイクルの取組状況等について伺います。

- 【1】 御社は、どのような事業を営んでいらっしゃいますか。：複数：必須：1～75 個
別紙1～3ページ「食品リサイクル法における業種区分一覧」をご確認の上、業種区分の“番号を選択ください（複数可）。
- 1: 部分肉・冷凍肉製造業
 - 2: 肉加工品製造業
 - 3: 牛乳・乳製品製造業
 - 4: その他の畜産食料品製造業
 - 5: 水産缶詰・瓶詰製造業
 - 6: 海藻加工業
 - 7: 塩干・塩蔵品製造業
 - 8: 水産練製品製造業

- 9:冷凍水産物製造業
- 10:冷凍水産食品製造業
- 11:その他の水産食料品製造業
- 12:野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く。）
- 13:野菜漬物製造業
- 14:しょうゆ製造業
- 15:味そ製造業
- 16:ソース製造業
- 17:食酢製造業
- 18:その他の調味料製造業
- 19:甘しや糖製造業
- 20:てん菜糖製造業
- 21:砂糖精製業
- 22:ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
- 23:精米・精麦業
- 24:小麦粉製造業
- 25:その他の精穀・製粉業
- 26:パン製造業
- 27:菓子製造業
- 28:動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）
- 29:食用油脂加工業
- 30:でん粉製造業
- 31:麺類製造業
- 32:豆腐・油揚げ製造業
- 33:あん類製造業
- 34:冷凍調理食品製造業
- 35:そう菜製造業
- 36:すし・弁当・調理パン製造業
- 37:レトルト食品製造業
- 38:他に分類されない食料品製造業
- 39:清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）
- 40:清涼飲料製造業（その他）
- 41:果実酒製造業
- 42:ビール類製造業
- 43:清酒製造業
- 44:単式蒸留焼酎製造業
- 45:蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く。）
- 46:製茶業
- 47:コーヒー製造業
- 48:米麦卸売業・雑穀卸売業
- 49:野菜卸売業・果実卸売業
- 50:生鮮魚介卸売業
- 51:食肉卸売業

52: その他の農畜産物・水産物卸売業
53: 食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）
54: 食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）
55: 各種食料品小売業
56: 野菜・果実小売業
63: その他の飲食料品小売業（コンビニエンスストアを除く。）
57: 食肉小売業（卵・鳥肉を除く。）
58: 卵・鳥肉小売業
59: 鮮魚小売業
60: 酒小売業
61: 菓子・パン小売業
62: コンビニエンスストア
64: 食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。）
65: 食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。）
66: 居酒屋等
67: 喫茶店
68: ファーストフード店
69: その他の飲食店（ファーストフード店を除く。）
70: 持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）
71: 給食事業
72: 沿海旅客海運業
73: 内陸水運業
74: 結婚式場業
75: 旅館業

【2】 御社では、食品廃棄物等（別紙4ページ「食品廃棄物等とは」参照）が年間どの程度発生していますか。

数量（トン／年）をご記入ください。： 択一： 必須

※ 推計値も可。なお、数量は法人単位（支店等を含めた会社全体）の合計としてください。

～5

～10

～20

～50

～100

～300

～500

～700

～900

～1000

1001～

不明

【3】 食品廃棄物等のリサイクルについて： 択一： 任意

御社では、食品廃棄物等のリサイクル（飼料、肥料、メタン等への再生利用をいう。

廃棄物処理業者に処理委託する場合、リサイクル原料として販売する場合を含む。）に取り組まれていますか。

食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいる

食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいない

- 【4】 ⇒「食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいる」方にお聞きます。：複数：任意 9 個
何にリサイクルしているか、該当する項目を選択してください。

肥料

飼料

きのこの菌床

炭化による燃料及び還元剤

油脂及び油脂製品、

エタノール

メタン

その他のもの

不明

- 【5】 ⇒「食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいない」方にお聞きます。：複数：任意 1 個
取り組まない理由について、該当する項目を選択してください。

リサイクル意識が低い

周辺にリサイクル業者がいない、

リサイクル料金が低い

分別が困難

その他

- 【6】 ⇒「食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいない」方にお聞きます。：自由：任意 3000 語
取り組まない理由について、その他を選択した場合その理由をお聞かせください

- 【7】 ご担当者の所属部署 1 をご記入ください。：一行：必須：1～100 語

記入例)

総務部

- 【8】 所属部署 2：一行：任意 100 語

ご担当者の所属部署 2 をご記入ください。

記入例)

食品衛生課

- 【9】 所属部署 3：一行：任意 100 語

ご担当者の所属部署 3 をご記入ください。

記入例)

食品衛生係

- 【10】 所属部署 4：一行：任意 100 語

ご担当者の所属部署 4 をご記入ください。

記入例)

その他

- 【11】 所属部署 5：一行：任意 100 語

ご担当者の所属部署 5 をご記入ください。

記入例)

その他

- 【12】 メールでのアンケートのお願いの可否：択一：必須

今後、メールでアンケートのお願いを送信してよろしいでしょうか。

よろしければ“はい”を選択してください。

はい

いいえ

【13】 メールアドレス：一行：任意：5～100 語

アンケートのお願いを受信するメールアドレスを入力して下さい。

iii) 別紙 (その1)

別紙		
食品リサイクル法における業種区分一覧 1		
番号	業種区分	業種の詳細
1	部分肉・冷凍肉製造業	●部分肉、ブロック肉、冷凍食肉を製造
2	肉加工品製造業	●ソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造
3	牛乳・乳製品製造業	●処理牛乳（牛乳、粉乳、練乳など）、乳飲料、乳酸菌飲料を製造 ●バター、チーズ、クリーム、アイスクリーム、発酵乳、カゼインなどの乳製品を製造
4	その他の畜産食料品製造業	●他に分類されない畜産食料品（加工卵、乾燥卵、液卵、はちみつ処理、食鳥処理など）を製造
5	水産缶詰・瓶詰製造業	●魚介類、海藻類を原料とした水産缶詰・瓶詰、魚缶詰・瓶詰、かに缶詰、海藻缶詰・瓶詰、水産つくた煮瓶詰を製造
6	海藻加工業	●海藻を原料として海藻加工品（こんぶ、とろろこんぶ、酢こんぶ、焼きのり、味付けのり、わかめ、あらめ、ふのり、ひじき、海藻類つぼ詰、天麩、寒天）を製造
7	塩干・塩蔵品製造業	●塩干魚介類、塩蔵魚介類を製造
8	水産練製品製造業	●水産練製品（蒲鉾、焼きちくわ、揚げ蒲鉾、はんぺん）及び魚介類（鮎含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造
9	冷凍水産物製造業	●水産物（鮎含む）を原料として冷凍品を製造
10	冷凍水産食品製造業	●水産物（鮎含む）を原料として前処理を施し冷凍水産食品を製造
11	その他の水産食料品製造業	●他に分類されない水産食料品（煮干魚介類、煮干魚介類、くん製魚介類、節類、削節類、塩辛、水産佃煮、水産漬物など）を製造
12	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く。）	●果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造（水漬、果実シロップ漬け、ジャム、マーマレード、果実バター、果実・野菜のジュース原液及びスープ、乾燥野菜・果実、ゼリーなど）
13	野菜漬物製造業	●果実及び野菜を原料として漬物を製造
14	しょうゆ製造業	●しょうゆの製造、醸造
15	味噌製造業	●味噌の製造、醸造
16	ソース製造業	●ソース、トマトソース、トマトケチャップ（トマトピューレ）、マヨネーズを製造
17	食酢製造業	●食酢の製造、醸造
18	その他の調味料製造業	●食用アミノ酸製造業、他に分類されない調味料を製造（カレー粉、固形カレー、唐辛子粉、わさび粉、こしょう粉、うまみ調味料 他）
19	甘しや糖製造業	●国内産の甘味資源作物を原料として甘しや糖を製造
20	てん菜糖製造業	●国内産の甘味資源作物を原料としててん菜糖又はてん菜粗糖を製造
21	砂糖精製業	●購入した粗糖を精製して砂糖を製造（氷砂糖、角砂糖、糖みつ）
22	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	●ぶどう糖、グルコース、水あめ、麦芽糖、異性化糖を製造
23	精米・精麦業	●米穀のとう精、大麦・裸麦の精穀
24	小麦粉製造業	●小麦粉を製造
25	その他の精穀・製粉業	●穀粉を製造（米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉）
26	パン製造業	●パン類（食パン、菓子パン）を製造
27	菓子製造業	●ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋菓子及び、羊羹、まんじゅうなどの和菓子を製造 ●ビスケット、クラッカーなどを製造（ビスケット、干菓子、クラッカー、乾パン、小麦・澱粉を原料とするせんべい） ●米を原料とするあらめ、せんべいなどを製造 ●他に分類されないパン・菓子を製造（キャンディー、チョコレート、かりんとう、砂糖漬け、ウエハース、アイスキャンデー、チューインガム、砂糖菓子他）
28	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く。）	●圧搾・抽出により動植物油及び副産物（ミール）並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造 ●圧搾・抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油など植物油及び副産物（油かす）を製造 ●粗製の動物油脂又は植物油を購入して精製
29	食用油脂加工業	●購入した動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造
30	でん粉製造業	●かんしょ、ばれいしょ、穀類からでん粉を製造（コーンスターチ）
31	麺類製造業	●うどん、そうめん、そば、マカロニ、手打ちめん、即席めん、中華めんなどを製造
32	豆腐・油揚げ製造業	●大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造

iii) 別紙 (その2)

別紙		
食品リサイクル法における業種区分一覧2		
番号	業種区分	業種の詳細
33	あん類製造業	●小豆、その他豆類を原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造
34	冷凍調理食品製造業	●野菜、水産物、食肉を原料として調理食品を製造し、急速冷凍を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造
35	そう菜製造業	●野菜、水産物、穀類、食肉等を原料とし、煮物、焼物、揚物、炒め物、蒸し物、酢の物、和え物等を製造
36	すし・弁当・調理パン製造業	●すし、弁当、調理パン、サンドイッチ等の調理食品を製造
37	レトルト食品製造業	●レトルト食品を製造
38	他に分類されない食料品製造業	●他に分類されない各種食料品を製造（パン種、ふくらし粉、イースト、きのこ種菌、酵母剤、クロレラ、しいたけ種駒、こうじ、種こうじ、麦芽、いり豆、こんにゃく、麩・焼麩、ゆば、玄米乳、甘酒、納豆、即席ココア、はるさめ、麦茶、はま茶、こぶ茶、ブレミックス食品、最中かわ、粉末ジュース、せんべい生地、野菜つくだ煮、果糖、もち、なめ味そ、パン粉、フラワーペースト、飲食に供する食品添加物、カット野菜 他）
39	清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）	●アルコールを含まない飲料のうち、残さがでるもの（果実飲料、茶系飲料、豆乳飲料、コーヒー飲料など）
40	清涼飲料製造業（その他）	●アルコールを含まない飲料のうち、残さがほとんど出ないもの（サイダー、炭酸水、ジュース、ミネラルウォーター、シロップなど）
41	果実酒製造業	●ぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造
42	ビール類製造業	●ビール及び発泡酒を製造
43	清酒製造業	●清酒を製造
44	単式蒸留焼酎製造業	●単式蒸留焼酎を製造
45	蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く。）	●他に分類されない酒類を製造（焼酎（単式蒸留焼酎除く）、ウイスキー、ブランデー、合成清酒、みりん、白酒、リキュール、薬味酒、梅酒など）
46	製茶業	●購入した生茶葉又は荒茶を主原料として荒茶又は仕上げ茶を製造（緑茶、紅茶）
47	コーヒー製造業	●コーヒー生豆をほうせん（焙煎）、粉碎しコーヒー又はインスタントコーヒーを製造
48	米麦卸売業・雑穀卸売業	●米、麦の卸売 ●雑穀、大豆、落花生、豆類（乾燥）、小麦粉、穀粉、でん粉の卸売
49	野菜卸売業・果実卸売業	●青物、野菜の卸売、青物市場仲買業 ●果実、木の実の卸売、果物市場仲買業
50	生鮮魚介卸売業	●鮮魚、貝類、川魚、冷凍魚の卸売
51	食肉卸売業	●精肉、牛肉、豚肉、馬肉、獣肉、冷凍肉、鳥肉、畜産副産物（臓器、舌など）の卸売
52	その他の農畜産物・水産物卸売業	●原皮、原毛皮、原羽毛、種実（製油用）、家畜、家きん、卵、はちみつ、わら、生のり、海藻の卸売
53	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	●清涼飲料、シロップ、果汁、ミネラルウォーター、炭酸水、コーヒー飲料、果汁飲料、茶類飲料、乳酸菌飲料の卸売 ●砂糖問屋：砂糖、角砂糖、粉糖、氷砂糖、異性化糖、味そ、しょう油、たまりの卸売 ●酒問屋：日本酒、洋酒、果実酒、みりんの卸売 ●乾物問屋：乾物、塩干魚、乾燥卵、燻卵、冷凍液卵、粉卵、干しのり、干し海藻、こんぶ、干しきのこ、こんにゃく粉、乾燥野菜、かんぴょう、香辛料、高野豆腐、麩、寒天の卸売 ●菓子、和菓子、洋菓子、干菓子、駄菓子、甘納豆、パン類、ビスケット、あめ、あん、水あめ、キャンデー、塩豆、ビーナッツの卸売
54	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	●茶、はま茶、こぶ茶、紅茶、ハブ茶、麦茶、コーヒー、ココア、中国茶の卸売 ●酪農製品（牛乳、バター、チーズ、練乳、粉乳など）、アイスクリームの卸売 ●水産練製品（かまぼこ、はんぺん、ちくわなど）、おでん材料、うどん・そば・中華そば、乾めん、納豆、アイスキャンデー、酢、ソース、醸造調味料、イースト菌、ベーキングパウダー、塩蔵肉、塩蔵魚、くん製品、ハム・ベーコン・ソーセージ、食用油、液卵、冷凍調理食品、レトルト食品、食用油脂、豆腐、塩、なめ味そ、加工豆（煮豆・納豆など）、缶詰食品、瓶詰食品などの卸売
55	各種食料品小売業	●百貨店・デパート（従業員常時50人以上）、総合スーパー（従業員常時50人以上） ●各種食料品店、食料雑貨店

iii) 別紙 (その3)

別紙		
食品リサイクル法における業種区分一覧3		
番号	業種区分	業種の詳細
56	野菜・果実小売業	●八百屋 ●果物屋
63	その他の飲食品小売業 (コンビニエンスストアを除く。)	●牛乳の小売 ●清涼飲料、果汁飲料、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、茶類飲料の小売 ●茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶の小売 ●惣菜、揚げ物、駅弁売店、他から仕入又は作り置き調理パン・おにぎり・ハンバーガー・ピザ・持ち帰り弁当、煮豆の小売 ●米麦、雑穀、豆類の小売 ●豆腐、こんにゃく、納豆、つくだ煮、漬物、かまぼこ、ちくわ、おでん材料などの小売 ●乾物屋：干魚、かんぴょう、麩、乾燥野菜、乾燥果実、高野豆腐、干しのり、くん製品、海藻などの小売 ●他に分類されない飲食品を小売（乾麺類、インスタントラーメン、缶詰、夕食材料宅配、乳製品、調味料、塩、味噌、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油、香辛料、七味とうがらしなど）
57	食肉小売業（卵・鳥肉を除く。)	●肉屋：獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージを小売
58	卵・鳥肉小売業	●卵、鳥肉を小売
59	鮮魚小売業	●魚屋：鮮魚、貝類、かき、川魚、食用カエル、冷凍魚、海藻を小売
60	酒小売業	●酒屋
61	菓子・パン小売業	●洋菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、せんべい、あめ、ケーキ、饅頭、もち、焼き芋、アイスクリーム・アイスキャンデー、ドーナツを小売（製造小売） ●パンの小売（製造小売）
62	コンビニエンスストア	●コンビニエンスストア
64	食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。)	●大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン ●天ぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、ちゃんこ鍋店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、懷石料理店、割烹料理店 ●中華料理店、上海料理店、北京料理店、広東料理店、四川料理店、台湾料理店、餃子店 ●焼肉店 ●西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、スペイン料理店、韓国料理店、インド料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店 ●すし屋
65	食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。)	●ラーメン店、中華そば店、ちゃんぽん店 ●そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店
66	居酒屋等	●大衆酒場、居酒屋、焼鳥店、おでん屋、もつ焼き屋、ダイニングバー、ビアホール ●スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ
67	喫茶店	●喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ
68	ファーストフード店	●ハンバーガー店●握り飯屋●牛丼店●サンドイッチ専門店●フライドチキン店●ドーナツ店
69	その他の飲食店（ファーストフード店を除く。)	●お好み焼き店、焼きそば店、たこ焼き店、もんじゃ焼き店（持ち帰り専門店除く） ●大福屋、今川焼き屋、ところ天屋、氷水店、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食品が不明なもの）
70	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。)	●持ち帰りすし店、弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）※他から仕入れたもの及び作り置きものは除く ●宅配ピザ屋、仕出し料理、デリバリー専門店、ケータリングサービス店
71	給食事業	●病院・施設給食業、配食サービス業
72	沿海旅客海運業	●国内旅客定期航路業、国内旅客不定期航路業、自動車航送業
73	内陸水運業	●通船業、港湾内遊覧船業 ●河川水運業、河川渡船業、河川遊覧船業 ●湖沼水運業、湖沼渡船業、湖沼遊覧船業
74	結婚式場業	●結婚式場業
75	旅館業	●シティホテル、観光ホテル、ビジネスホテル、駅前旅館、割烹旅館、民宿

iii) 別紙 (その4)

別紙

「食品廃棄物等」とは

- ① 食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたもの
(例：賞味期限切れ食品、食べ残し等)
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの
(例：骨、魚のアラ、野菜くず等)

をいいます。

なお、固形状のものに限定されないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象です。(排水処理されたものは対象外)

また、食品廃棄物等の「等」には、食品の製造工程等で発生する動植物性の残さのうち、飼料等の原料として有価で取引されるもの(副産物)も含まれます。

従業員数について

本アンケートでいう従業員は、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。

○労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。

○具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されている者をいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからニまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。

イ 日々雇い入れられる者(ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ハ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

ニ 試みの使用期間中の者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

○また、個人事業者の事業主やその家族、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まれないこととします。

3.1.3 電話による督促及びメール調査

依頼状を発送後、WEBアンケートの回答が得られなかった補完調査対象事業者に対し、電話による督促を行った。調査方法を以下に示す。

なお、調査にあたっては、3.1.1 章で抽出した補完調査対象事業者をEXCELファイルで一元管理した。WEBアンケートサイトにログインできない場合、担当者のメールアドレスを聞き取り、回答シートをメールで送付した。

<電話調査スクリプト>

“私、農林水産省からの委託を受けて、食品リサイクルに関する調査を行っております、株式会社アビーの<オペレータ名>と申します。

お送りいたしました依頼状につきまして、現在のところご回答の確認の取れていない事業者様に確認のお電話をさせていただきました。

依頼状はお手元に届いていますでしょうか？ “

※担当者不在の場合、電話の受け手に依頼状の確認と回答を依頼する。

3.1.4 補完調査結果

食品リサイクル法に関する補完調査の回答状況を表 3-2 に、業種別を表 3-3 に、農政局業種別を表 3-4、表 3-5 に示す。（回答内容に関する割合は、廃業等対象外事業者を除いた実発送数 3,984 件に対する割合とする。）

食品廃棄物等の発生状況が把握できた回答を有効回答とし、有効回答数は 1092 件で回答率は 27.41% であった。

表 3-2 食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果

農政局等	送付数	回答状況					廃業等 対象外	回答率
		有効回答		廃棄量不 明	回答拒否	電話 不通		
		WEB	メール					
北海道	56	14	0	2	1	4	2	25.93%
東北	545	138	0	13	2	0	1	25.37%
関東(東京)	61	14	0	3	0	0	1	23.33%
関東(東京以外)	784	265	1	52	2	5	2	34.02%
北陸	326	101	0	5	1	0	2	31.17%
東海	290	140	0	6	1	1	0	48.28%
近畿	645	187	2	6	2	7	3	29.44%
中四国	636	143	2	5	5	5	3	22.91%
九州	656	84	1	11	4	4	2	13.00%
沖縄	1	0	0	0	0	0	0	0.00%
合計	4,000	1,086	6	103	18	26	16	27.41%

表 3-3 業種別の食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果

業種	送付数	回答状況					廃業等 対象外	回答率
		有効回答		廃棄量 不明	回答 拒否	電話 不通		
		WEB	メール					
食品製造業	2,572	636	2	58	6	11	9	24.89%
食品卸売業	367	101	2	13	0	0	0	28.07%
食品小売業	483	145	1	12	6	5	3	30.42%
外食産業	578	204	1	20	6	10	4	35.71%
合計	4,000	1,086	6	103	18	26	16	27.41%

表 3-4 農政局業種別の食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果（その１）

農政局等	業種	送付数	回答状況					廃業等 対象外	回答率
			有効回答		廃棄量 不明	回答 拒否	電話 不通		
			WEB	メール					
北海道	食品製造業	37	6	0	2	0	1	1	16.67%
	食品卸売業	4	4	0	0	0	0	0	100.00%
	食品小売業	3	1	0	0	0	1	0	33.33%
	外食産業	12	3	0	0	1	2	1	27.27%
	計	56	14	0	2	1	4	2	25.93%
東北	食品製造業	285	60	0	1	0	0	0	21.05%
	食品卸売業	56	15	0	1	0	0	0	26.79%
	食品小売業	117	35	0	7	1	0	1	30.17%
	外食産業	87	28	0	4	1	0	0	32.18%
	計	545	138	0	13	2	0	1	25.37%
関東 (東京)	食品製造業	14	0	0	0	0	0	1	0.00%
	食品卸売業	15	12	0	1	0	0	0	80.00%
	食品小売業	10	1	0	1	0	0	0	10.00%
	外食産業	22	1	0	1	0	0	0	4.55%
	計	61	14	0	3	0	0	1	23.33%
関東 (東京以外)	食品製造業	501	164	0	39	0	3	1	32.80%
	食品卸売業	96	23	1	6	0	0	0	25.00%
	食品小売業	91	34	0	2	1	1	0	37.36%
	外食産業	96	44	0	5	1	1	1	46.32%
	計	784	265	1	52	2	5	2	34.02%
北陸	食品製造業	249	71	0	1	0	0	2	28.74%
	食品卸売業	13	0	0	0	0	0	0	0.00%
	食品小売業	25	12	0	1	0	0	0	48.00%
	外食産業	39	18	0	3	1	0	0	46.15%
	計	326	101	0	5	1	0	2	31.17%
東海	食品製造業	162	69	0	3	0	0	0	42.59%
	食品卸売業	33	12	0	0	0	0	0	36.36%
	食品小売業	35	13	0	0	1	1	0	37.14%
	外食産業	60	46	0	3	0	0	0	76.67%
	計	290	140	0	6	1	1	0	48.28%

表 3-5 農政局業種別の食品リサイクル法に関する補完調査の回答結果（その2）

農政局等	業種	送付数	回答状況					廃業等対象外	回答率
			有効回答		廃棄量 不明	回答 拒否	電話 不通		
			WEB	メール					
近畿	食品製造業	404	118	2	3	0	2	2	29.85%
	食品卸売業	47	15	0	1	0	0	0	31.91%
	食品小売業	83	24	0	0	2	1	1	29.27%
	外食産業	111	30	0	2	0	4	0	27.03%
	計	645	187	2	6	2	7	3	29.44%
中四国	食品製造業	448	88	1	2	4	3	2	19.96%
	食品卸売業	52	11	0	3	0	0	0	21.15%
	食品小売業	50	16	0	0	0	1	0	32.00%
	外食産業	86	28	1	0	1	1	1	34.12%
	計	636	143	2	5	5	5	3	22.91%
九州	食品製造業	472	60	1	7	2	2	0	12.92%
	食品卸売業	54	9	0	1	0	0	0	16.67%
	食品小売業	66	9	0	1	1	0	1	13.85%
	外食産業	64	6	0	2	1	2	1	9.52%
	計	656	84	1	11	4	4	2	13.00%
沖縄	食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0.00%
	食品卸売業	0	0	0	0	0	0	0	－
	食品小売業	0	0	0	0	0	0	0	－
	外食産業	0	0	0	0	0	0	0	－
	計	1	0	0	0	0	0	0	0.00%
合計		4,000	1,086	6	103	18	26	16	27.41%

アンケート調査及び電話調査で食品廃棄物等の発生量について回答があった事業者の食品廃棄物等の発生状況を表 3-6 に、業種別を表 3-7 に、農政局業種別を表 3-8、表 3-9 に示す。

食品廃棄物等を年間 100 トン以上発生していると回答した事業者は 38 件（実発送数に対して 0.95％）、100 トン未満は 683 件（実発送数に対して 17.01％）、食品廃棄物が発生しないと回答した事業者は 268 件（実発送数に対して 6.70％）、不明と回答した事業者は 103 件（実発送数に対して 9.43％）であった。また、リサイクルの取組を実施していると回答した事業者は 483 件（実発送数に対して 12.01％）であった。

表 3-6 食品廃棄物等の発生状況

農政局等	食品廃棄物等の発生状況			
	100 トン以上	100 トン未満	食品廃棄物発生なし	リサイクルの取組有り
北海道	1	4	37	41
東北	6	357	170	245
関東(東京)	0	6	5	6
関東(東京以外)	24	81	9	48
北陸	0	40	6	13
東海	1	32	1	22
近畿	1	49	12	24
中四国	3	63	13	45
九州	2	51	15	39
沖縄	0	0	0	0
合計	38	683	268	483

表 3-7 業種別の食品廃棄物等の発生状況

業種	食品廃棄物等の発生状況			
	100 トン以上	100 トン未満	食品廃棄物発生なし	リサイクルの取組有り
食品製造業	29	355	224	394
食品卸売業	5	87	20	42
食品小売業	3	123	16	18
外食産業	1	118	8	29
合計	38	683	268	483

表 3-8 農政局業種別の食品廃棄物等の発生状況（その1）

農政局等	業種	食品廃棄物等の発生状況			
		100トン以上	100トン未満	食品廃棄物発生なし	リサイクルの取組有り
北海道	食品製造業	1	4	28	32
	食品卸売業	0	0	3	3
	食品小売業	0	0	1	1
	外食産業	0	0	5	5
	計	1	4	37	41
東北	食品製造業	5	121	159	219
	食品卸売業	1	51	4	16
	食品小売業	0	102	6	6
	外食産業	0	83	1	4
	計	6	357	170	245
関東 (東京)	食品製造業	0	0	0	0
	食品卸売業	0	6	5	5
	食品小売業	0	0	0	0
	外食産業	0	0	0	1
	計	0	6	5	6
関東 (東京以外)	食品製造業	18	53	4	36
	食品卸売業	2	13	3	5
	食品小売業	3	7	2	2
	外食産業	1	8	0	5
	計	24	81	9	48
北陸	食品製造業	0	34	6	11
	食品卸売業	0	0	0	0
	食品小売業	0	1	0	0
	外食産業	0	5	0	2
	計	0	40	6	13
東海	食品製造業	1	24	1	15
	食品卸売業	0	3	0	1
	食品小売業	0	2	0	2
	外食産業	0	3	0	4
	計	1	32	1	22

表 3-9 農政局業種別の食品廃棄物等の発生状況（その 2）

農政局等	業種	食品廃棄物等の発生状況			
		100 トン 以上	100 トン 未満	食品廃棄物 発生なし	リサイクル の取組有り
近畿	食品製造業	1	35	10	18
	食品卸売業	0	2	2	2
	食品小売業	0	4	0	2
	外食産業	0	8	0	2
	計	1	49	12	24
中四国	食品製造業	2	48	6	36
	食品卸売業	1	5	2	4
	食品小売業	0	3	3	1
	外食産業	0	7	2	4
	計	3	63	13	45
九州	食品製造業	2	36	10	27
	食品卸売業	0	7	1	6
	食品小売業	0	4	4	4
	外食産業	0	4	0	2
	計	2	51	15	39
沖縄	食品製造業	0	0	0	0
	食品卸売業	0	0	0	0
	食品小売業	0	0	0	0
	外食産業	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
合計		38	683	268	483

3.2 容器包装リサイクル法に関する補完調査

再商品化義務の履行状況が確認できていない食品関連事業者を対象に、容器包装リサイクル法に該当する容器包装の使用有無を把握するためのWEBアンケートを実施した。

3.2.1 補完調査対象事業者の選定

容器包装リサイクル法補完調査対象事業者について、表 3-10 の方法で抽出作業を実施し、選定した補完調査対象事業者（4,000 事業者）については、表 3-11 に示す。

表 3-10 容器包装リサイクル法補完調査の対象事業者選定方法

	選定方法	実際の作業方法等
i)	合併、廃業した事業者を除く。	「新規・合併・廃業フラグ」やメモ、備考欄等により、合併と廃業の事業者を除外
ii)	過去に点検指導を実施したことがある事業者を除く。	「指導年月日」にデータが入っている事業者を除外
iii)	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と委託契約を締結していること、又は非申込の手続を行っていることが一度でも確認できる事業者を除く。	「申込種別」の各項目にデータが入っている事業者を除外
iv)	平成 30 年度から令和 6 年度までに、調査対象から除外した事業者を除く。	調査対象除外者リストに掲載されている事業者を除外
v)	平成 30 年度から令和 6 年度までに、補完調査又は重点調査の対象となった事業者を除く。	平成 30～令和 6 年度の調査対象事業者を除外
vi)	業種分類リストに基づき、農林水産省所管の事業を営む事業者を「製造業」と「商業・サービス業」の 2 種類に区分する。	「業種名称__1（主）」から、「製造業」と「商業・サービス業」に分類
vii)	再商品化義務の適用除外となる「小規模事業者」に該当する事業者を除く。 ＜小規模事業者の基準＞ ○製造業：従業員 20 人以下かつ売上高 240 百万円以下 ○商業・サービス業：従業員 5 人以下かつ売上高 70 百万円以下	「従業員数」と「売上高」から、製造業、商業・サービス業別に、左記の＜小規模事業者の基準＞に当てはまる事業者を除外
viii)	下記の算出式により、事業者ごとの想定委託額を算出し、その額の上位から 4,000 件以上を抽出して「R7 調査対象候補リスト」を作成する。 ＜算出式＞○製造業：売上高×0.4	左記の＜算出式＞に基づき、想定委託額を算出。全国の事業者を一括して想定委託額の降順に並べ

	○ 商業・サービス業：売上高×0.15 ※算出式に使用する係数（0.4 及び 0.15）は、日本容器包装リサイクル協会の公表データ（H22）を基に算出したもの。	替え、上位から 4,500 件程度を抽出
ix)	viii) で作成したリストを農政局等へ送付し、調査対象から除外する必要のある事業者を確認する。	
x)	ix) までで確認の終了したリストにおいて、想定委託額が高い順に 4,000 事業者を補完調査対象として、調査対象者リストを完成する。	確認の終了したリストから、上位 4,000 事業者を補完調査対象として抽出

表 3-11 容器包装リサイクル法補完調査の対象事業者数

農政局等	業種	候補抽出	除外	調査対象
北海道	製造業	103	5	98
	商業・サービス業	100	5	95
	計	203	10	193
東北	製造業	208	14	194
	商業・サービス業	148	3	145
	計	356	17	339
関東(東京)	製造業	175	11	164
	商業・サービス業	240	15	225
	計	415	26	389
関東(東京以外)	製造業	548	25	523
	商業・サービス業	461	20	441
	計	1,009	45	964
北陸	製造業	101	10	91
	商業・サービス業	92	38	54
	計	193	48	145
東海	製造業	178	7	171
	商業・サービス業	213	8	205
	計	391	15	376
近畿	製造業	336	1	335
	商業・サービス業	549	3	546
	計	885	4	881
中四国	製造業	217	122	95
	商業・サービス業	214	101	113
	計	431	223	208
九州	製造業	239	39	200
	商業・サービス業	303	66	237
	計	542	105	437
沖縄	製造業	29	2	27
	商業・サービス業	46	5	41
	計	75	7	68
合計		4,500	500	4,000

3.2.2 アンケート調査用紙の作成

補完調査を行うために、ハガキによる依頼状の作成とWEBアンケート専用サイトを構築し、発送数分の印刷を行った。作成した用紙を次ページ以降に示す。

- i) 依頼状
- ii) WEBアンケート回答URL及びQRコード
- iii) 別紙

作成した依頼状に、WEBアンケートへの回答依頼と専用サイトへのアクセス先を記載し、3.2.1 章で抽出した補完調査対象事業者へ発送した。

発送日：令和8年1月26日

また、農林水産省ホームページに図 3-1 に示すとおり、アンケート実施中の周知文を掲載した。

図 3-1 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/index.html#youri>

食品産業リサイクル状況等調査委託事業（事業者データベース整備及び補完調査等）成果物

<委託事業>

令和6年度

表紙・目次(PDF: 262KB)  第1章事業の概要(PDF: 267KB)  第2章事業者データベースの整備(PDF: 267KB)  第3章補完調査(PDF: 1,546KB)  第4章まとめ(PDF: 317KB) 

New! 令和7年度食品産業リサイクル状況等アンケート調査の実施について

現在、株式会社アビーを事務局に、令和7年度食品産業リサイクル状況等調査として、容器包装リサイクルの実施状況等に関するアンケート調査を実施しております。

誠に恐れ入りますが、お手元にハガキが届いた事業者様におかれましては、本調査の趣旨をご理解いただき、アンケートへの回答にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

i) 依頼状

・はがき表面

ハガキ表
<回答依頼者郵便番号> <回答依頼者住所> <回答依頼者宛名> <事業者ID>
令和7年度容器包装リサイクル法に 関するアンケートへのご協力をお願い 本依頼は、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務等を履行されている事業者の方、対象外事業者の方、過去に地方農政局等からの連絡・調査票の送付を受けられた方等にも届く場合があります。ご多用のところ恐れ入りますが、ハガキ裏面の調査に御協力いただけますと幸いです。 MAFF Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 農林水産省

・はがき裏面

令和 8 年 1 月	
各位	
平素より農林水産行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。↓ 農林水産省では、「<u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）</u>」の周知、点検指導の一環として、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の使用状況等について、アンケート調査を実施することとしました。 お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、<u>左下のQRコード又はURLからアクセスしていただき、令和 8 年 2 月 13 日までにご回答</u>をお願い申し上げます。	
【回答用 QR コード】 	【回答 URL】 https://abeey.net/wt10/UserLogin.aspx 所用時間は約5分です。 パソコンからご回答いただくと、見やすく、入力も簡単です。ぜひご利用ください。
なお、本調査は農林水産省の委託を受け、株式会社アビーが実施するものです。農林水産省 HP でも掲載しておりますので、ご参照願います。	
【農林水産省 HP】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/index.html	
【お問合せ先】株式会社アビー 調査・サポート係 〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-4-3 蔵前永谷ビル 2F Tel:03-5829-4335 E-mail: recycle@abeey.co.jp 受付時間平日 10:00～12:00、13:00～17:00 【調査実施元】 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	

ii) WEBアンケートのログイン画面と回答画面

← ↻ 🏠 <https://abeey.net/wt10/UserLogin.aspx> 🔑 ☆ ⚙️ | ☆ 👤



令和7年度 容器包装の使用状況等に関する アンケート調査

パスワードはハガキの表面の事業者IDの先頭に
@をつけた文字列です 例) @1234567

ID

Password

☒ 日本語 ☐ English ☐ 汉语 ☐ français ☐ Deutsch ☐ español ☐ हिंदी ☐ Tiếng việt nam

稼働環境など

Powered by WebTrain Ver2.0.0

別紙について

以下を参照ください。

[LINK](#)

令和元年度において

- 【1】 令和元年度の会社全体の売上高（百万円）：択一：任意
業種を限定せず、貴社全体の売上高を選択してください。

0

～10

～50

～70

～100

～240

～500

～700

～900

～1000

1001～

【2】 令和元年度の会社全体で常時使用した従業員数（人）：択一：任意

・業種を限定せず、常時使用する従業員数を選択してください。従業員数の詳細が分からない場合は、概ねの人数で構いません。

・「常時使用する従業員」の考え方は、別紙参考資料の「従業員について」をご参照ください。

0

～5

～10

～20

～50

～100

～200

～300

～500

～1000

1001～

【3】 令和元年度に、容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売しましたか？（通販等含む。）：択一：必須

※すべて業務用に販売している場合は「なし」となります。

※一部でも一般消費者に販売している場合は「あり」となります。

あり

なし

不明

【4】 令和元年度に商品を販売した業種（前の回答が有りの場合にお答えください）：複数：任意 9 個

容器包装を使用して商品を販売した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を選択してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて選択してください。

1：食品製造業

2：清涼飲料製造業

3：茶・コーヒー製造業

4：肥料飼料製造業

5：農薬・動物用医薬製造業

6：卸売業

7：小売業

8：飲食店

9：その他の事業

【5】 令和元年度に使用した容器包装の種類（前の回答が有りの場合にお答えください）：複数：任意 1 個

・販売した商品に使用した「容器」や「包装」の種類を選択してください。使用した容器包装が複数ある場合は、該当するものをすべて選択してください。

・素材別の容器包装の例は、別紙参考資料の図をご参照ください。

ガラス製の容器

紙製容器包装

PET ボトル

プラスチック製容器包装

【6】 令和元年度の受託の有無（前の回答がある場合にお答えください）：択一：任意

販売した商品がすべて他社から受託したものである場合はありを選択してください。

あり

なし

【7】 備考：自由：任意 3000 語

回答に際して補足事項等がありましたら本欄に記入してください。

令和 2 年度において

【8】 令和 2 年度の会社全体の売上高（百万円）：択一：任意

業種を限定せず、貴社全体の売上高を選択してください。

0

～10

～50

～70

～100

～240

～500

～700

～900

～1000

1001～

【9】 令和 2 年度の会社全体で常時使用した従業員数（人）：択一：任意

・業種を限定せず、常時使用する従業員数を選択してください。従業員数の詳細が分からない場合は、概ねの人数で構いません。

・「常時使用する従業員」の考え方は、別紙参考資料の「従業員について」をご参照ください。

0

～5

～10

～20

～50

～100

～200

～300

～500

～1000

1001～

【10】 令和２年度に、容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売しましたか？（通販等含む。）：択一：必須

※すべて業務用に販売している場合は「なし」となります。

※一部でも一般消費者に販売している場合は「あり」となります。

あり

なし

不明

【11】 令和２年度に商品を販売した業種（前の回答が有りの場合にお答えください）：複数：任意 9 個

容器包装を使用して商品を販売した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を選択してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて選択してください。

1：食品製造業

2：清涼飲料製造業

3：茶・コーヒー製造業

4：肥料飼料製造業

5：農薬・動物用医薬製造業

6：卸売業

7：小売業

8：飲食店

9：その他の事業

【12】 令和２年度に使用した容器包装の種類（前の回答が有りの場合にお答えください）：複数：任意 1 個

・販売した商品に使用した「容器」や「包装」の種類を選択してください。使用した容器包装が複数ある場合は、該当するものをすべて選択してください。

・素材別の容器包装の例は、別紙参考資料の図をご参照ください。

ガラス製の容器

紙製容器包装

PET ボトル

プラスチック製容器包装

【13】 令和２年度の受託の有無（前の回答が有りの場合にお答えください）：択一：任意

販売した商品がすべて他社から受託したものである場合はありを選択してください。

あり

なし

【14】 備考：自由：任意 3000 語

回答に際して補足事項等がありましたら本欄に記入してください。

令和３年度において

【15】 令和３年度の会社全体の売上高（百万円）：択一：任意

業種を限定せず、貴社全体の売上高を選択してください。

0

～10
～50
～70
～100
～240
～500
～700
～900
～1000
1001～

【16】 令和3年度の会社全体で常時使用した従業員数（人）：択一：任意

・業種を限定せず、常時使用する従業員数を選択してください。従業員数の詳細が分からない場合は、概ねの人数で構いません。

・「常時使用する従業員」の考え方は、別紙参考資料の「従業員について」をご参照ください。

0
～5
～10
～20
～50
～100
～200
～300
～500
～1000
1001～

【17】 令和3年度に、容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売しましたか？（通販等含む。）：択一：必須

※すべて業務用に販売している場合は「なし」となります。

※一部でも一般消費者に販売している場合は「あり」となります。

あり
なし
不明

【18】 令和3年度に商品を販売した業種（前の回答がありの場合にお答えください）：複数：任意 9個

容器包装を使用して商品を販売した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を選択してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて選択してください。

1：食品製造業
2：清涼飲料製造業
3：茶・コーヒー製造業
4：肥料飼料製造業
5：農薬・動物用医薬製造業
6：卸売業

7：小売業

8：飲食店

9：その他の事業

【19】 令和3年度に使用した容器包装の種類（前の回答がありの場合にお答えください）：複数：任意1個

・販売した商品に使用した「容器」や「包装」の種類を選択してください。使用した容器包装が複数ある場合は、該当するものをすべて選択してください。

・素材別の容器包装の例は、別紙参考資料の図をご参照ください。

ガラス製の容器

紙製容器包装

PET ボトル

プラスチック製容器包装

【20】 令和3年度の受託の有無（前の回答がありの場合にお答えください）：択一：任意

販売した商品がすべて他社から受託したものである場合はありを選択してください。

あり

なし

【21】 備考：自由：任意 3000 語

回答に際して補足事項等がありましたら本欄に記入してください。

令和4年度において

【22】 令和4年度の会社全体の売上高（百万円）：択一：任意

業種を限定せず、貴社全体の売上高を選択してください。

0

～10

～50

～70

～100

～240

～500

～700

～900

～1000

1001～

【23】 令和4年度の会社全体で常時使用した従業員数（人）：択一：任意

・業種を限定せず、常時使用する従業員数を選択してください。従業員数の詳細が分からない場合は、概ねの人数で構いません。

・「常時使用する従業員」の考え方は、別紙参考資料の「従業員について」をご参照ください。

0

～5

～10

～20

～50

～100

～200

～300

～500

～1000

1001～

【24】 令和4年度に、容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売しましたか？（通販等含む。）：択一：必須

※すべて業務用に販売している場合は「なし」となります。

※一部でも一般消費者に販売している場合は「あり」となります。

あり

なし

不明

【25】 令和4年度に商品を販売した業種（前の回答が有りの場合にお答えください）：複数：任意9個

容器包装を使用して商品を販売した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を選択してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて選択してください。

1：食品製造業

2：清涼飲料製造業

3：茶・コーヒー製造業

4：肥料飼料製造業

5：農薬・動物用医薬製造業

6：卸売業

7：小売業

8：飲食店

9：その他の事業

【26】 令和4年度に使用した容器包装の種類（前の回答が有りの場合にお答えください）：複数：任意1個

・販売した商品に使用した「容器」や「包装」の種類を選択してください。使用した容器包装が複数ある場合は、該当するものをすべて選択してください。

・素材別の容器包装の例は、別紙参考資料の図をご参照ください。

ガラス製の容器

紙製容器包装

PET ボトル

プラスチック製容器包装

【27】 令和4年度の受託の有無（前の回答が有りの場合にお答えください）：択一：任意

販売した商品がすべて他社から受託したものである場合はありを選択してください。

あり

なし

【28】 備考：自由：任意 3000 語

回答に際して補足事項等がありましたら本欄に記入してください。

令和5年度において

- 【29】 令和5年度の会社全体の売上高（百万円）：択一：任意
業種を限定せず、貴社全体の売上高を選択してください。

0
～10
～50
～70
～100
～240
～500
～700
～900
～1000
1001～

- 【30】 令和5年度の会社全体で常時使用した従業員数（人）：択一：任意
・業種を限定せず、常時使用する従業員数を選択してください。従業員数の詳細が分からない場合は、概ねの人数で構いません。
・「常時使用する従業員」の考え方は、別紙参考資料の「従業員について」をご参照ください。

0
～5
～10
～20
～50
～100
～200
～300
～500
～1000
1001～

- 【31】 令和5年度に、容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売しましたか？（通販等含む。）：択一：必須
※すべて業務用に販売している場合は「なし」となります。
※一部でも一般消費者に販売している場合は「あり」となります。

あり
なし
不明

- 【32】 令和5年度に商品を販売した業種（前の回答がありの場合にお答えください）：複数：任意9個
容器包装を使用して商品を販売した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を選択してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて選択してください。

1：食品製造業
2：清涼飲料製造業

- 3：茶・コーヒー製造業
- 4：肥料飼料製造業
- 5：農薬・動物用医薬製造業
- 6：卸売業
- 7：小売業
- 8：飲食店
- 9：その他の事業

- 【33】 令和5年度に使用した容器包装の種類（前の回答がありの場合にお答えください）：複数：任意1個
- ・販売した商品に使用した「容器」や「包装」の種類を選択してください。使用した容器包装が複数ある場合は、該当するものをすべて選択してください。
 - ・素材別の容器包装の例は、別紙参考資料の図をご参照ください。

ガラス製の容器

紙製容器包装

PET ボトル

プラスチック製容器包装

- 【34】 令和5年度の受託の有無（前の回答がありの場合にお答えください）：択一：任意
- 販売した商品がすべて他社から受託したものである場合はありを選択してください。
- あり
- なし

- 【35】 備考：自由：任意3000語
- 回答に際して補足事項等がありましたら本欄に記入してください。

令和6年度において

- 【36】 令和6年度の会社全体の売上高（百万円）：択一：任意
- 業種を限定せず、貴社全体の売上高を選択してください。

0

～10

～50

～70

～100

～240

～500

～700

～900

～1000

1001～

- 【37】 令和6年度の会社全体で常時使用した従業員数（人）：択一：任意
- ・業種を限定せず、常時使用する従業員数を選択してください。従業員数の詳細が分からない場合は、概ねの人数で構いません。
 - ・「常時使用する従業員」の考え方は、別紙参考資料の「従業員について」をご参照ください。

0

～5

～10

～20

～50

～100

～200

～300

～500

～1000

1001～

【38】 令和 6 年度に、容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売しましたか？（通販等含む。）：択一：必須

※すべて業務用に販売している場合は「なし」となります。

※一部でも一般消費者に販売している場合は「あり」となります。

あり

なし

不明

【39】 令和 6 年度に商品を販売した業種（前の回答がありの場合にお答えください）：複数：任意 9 個

容器包装を使用して商品を販売した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を選択してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて選択してください。

1：食品製造業

2：清涼飲料製造業

3：茶・コーヒー製造業

4：肥料飼料製造業

5：農薬・動物用医薬製造業

6：卸売業

7：小売業

8：飲食店

9：その他の事業

【40】 令和 6 年度に使用した容器包装の種類（前の回答がありの場合にお答えください）：複数：任意 1 個

・販売した商品に使用した「容器」や「包装」の種類を選択してください。使用した容器包装が複数ある場合は、該当するものをすべて選択してください。

・素材別の容器包装の例は、別紙参考資料の図をご参照ください。

ガラス製の容器

紙製容器包装

PET ボトル

プラスチック製容器包装

【41】 令和 6 年度の受託の有無（前の回答がありの場合にお答えください）：択一：任意

販売した商品がすべて他社から受託したものである場合はありを選択してください。

あり

なし

【42】 備考：自由：任意 3000 語

回答に際して補足事項等がありましたら本欄に記入してください。

令和 7 年度において

【43】 令和 7 年度の会社全体の売上高（百万円）：択一：任意

業種を限定せず、貴社全体の売上高を選択してください。

0

～10

～50

～70

～100

～240

～500

～700

～900

～1000

1001～

【44】 令和 7 年度の会社全体で常時使用した従業員数（人）：択一：任意

・業種を限定せず、常時使用する従業員数を選択してください。従業員数の詳細が分からない場合は、概ねの人数で構いません。

・「常時使用する従業員」の考え方は、別紙参考資料の「従業員について」をご参照ください。

0

～5

～10

～20

～50

～100

～200

～300

～500

～1000

1001～

【45】 令和 7 年度に、容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売しましたか？（通販等含む。）：択一：必須

※すべて業務用に販売している場合は「なし」となります。

※一部でも一般消費者に販売している場合は「あり」となります。

あり

なし

不明

【46】 令和 7 年度に商品を販売した業種（前の回答が有りの場合にお答えください）：複数：任意 9 個

容器包装を使用して商品を販売した業種を別紙参考資料の表から選択して番号を選択してください。業種が複数ある場合は、該当する番号をすべて記入してください。

1：食品製造業

2：清涼飲料製造業

3：茶・コーヒー製造業

4：肥料飼料製造業

5：農薬・動物用医薬製造業

6：卸売業

7：小売業

8：飲食店

9：その他の事業

【47】 令和7年度に使用した容器包装の種類（前の回答がありの場合にお答えください）：複数：任意 1 個

・販売した商品に使用した「容器」や「包装」の種類を選択してください。使用した容器包装が複数ある場合は、該当するものをすべて選択してください。

・素材別の容器包装の例は、別紙参考資料の図をご参照ください。

ガラス製の容器

紙製容器包装

PET ボトル

プラスチック製容器包装

【48】 令和7年度の受託の有無（前の回答がありの場合にお答えください）：択一：任意

販売した商品がすべて他社から受託したものである場合はありを選択してください。

あり

なし

【49】 備考：自由：任意 3000 語

回答に際して補足事項等がありましたら本欄に記入してください。

【50】 メールでのアンケートのお願いの可否：択一：必須

今後、メールでアンケートのお願いを送信してよろしいでしょうか。

よろしければ"はい"を選択してください。

はい

いいえ

【51】 メールアドレス：一行：任意：5～100 語

アンケートのお願いを受信するメールアドレスを入力して下さい。

iii) 別紙（その1）

別紙 参考資料

1 従業員数について

本アンケートでいう従業員は、「常時使用する従業員」をいい、その解釈は以下によります。

- 労働基準法、中小企業基本法における解釈に準じて判断します。
- 具体的には、事業者又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常勤である旨が示されている者をいうこととし、労働基準法において解雇の予告を必要としない者とされる次のイからエまでに該当する者以外の者は「常時使用する従業員」とみなすこととします。
 - イ 日々雇い入れられる者（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ハ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
 - ニ 試みの使用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）
- また、個人事業者の事業主やその家族、法人の役員及び臨時従業員は、「常時使用する従業員」に含まれないこととします。

2 業種について

「容器包装を使用する業種」は、以下の表から、貴社において「容器包装リサイクル法の対象となる容器包装」を使用している業種を選択してください。

番号	業種区分	
1	食品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
2	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業
3	茶・コーヒー製造業	製茶業、コーヒー製造業、製氷業
4	肥料飼料製造業	配合飼料製造業、単体飼料製造業、ペットフード製造業、その他の飼料製造業、有機質肥料製造業、その他の肥料製造業
5	農薬・動物用医薬品製造業	農薬製造業、動物用医薬品製造業
6	卸売業	飲食料品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、樹木・花・苗卸売業、肥料・飼料卸売業、観賞用魚卸売業、わら加工品卸売業、その他の卸売業（飲食料品に関するものに限る）
7	小売業	各種食料品小売業（酒類を除く）、その他の飲食料品小売業（食品スーパー・コンビニを含む）、苗・種子小売業、肥料・飼料小売業、花・樹木小売業、無店舗小売業（飲食料品小売に限る）
8	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の飲食店（ファストフード店を含む）、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
9	その他の事業	農業、林業、漁業、農協、漁協、水産加工組合、森林組合、畜産協同組合（飲食料品に限る）

iii) 別紙（その2）

3 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

■ ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器



■ 紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど



■ PETボトル

飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、アルコール発酵調味料（料理酒等）、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル



※PET素材の容器であっても、上記以外のものはプラスチック製容器包装になります。

■ プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど



※ 複数の素材でできている容器包装は、そのうち重量比の最も大きい素材に分類します。

例えば、紙とプラスチックとアルミからできている容器で、重量比が2:7:1の場合は、プラスチックの重量比が最も大きいので、プラスチック製容器包装に分類します。

☆ 一見、容器包装に見えて、法律上は容器包装に当たらないもの

① 物を入れても包んでいないもの

例) 野菜の結束用テープ、飲料用ストロー、割り箸、のし紙（包装紙と兼用の場合は該当）

② 商品を保護も固定もしていないもの

例) にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチック製ばらん）

③ 通常は商品の一部であるもの

例) 紅茶などのティーパック



4 その他

回答に際して、補足事項等がありましたらQ3の備考欄に記入してください。

3.2.3 電話による督促及びメール調査

依頼状を発送後、WEBアンケートの回答が得られなかった補完調査対象事業者に対し、電話による督促を行った。調査方法を以下に示す。

なお、調査にあたっては、3.2.1 章で抽出した補完調査対象事業者をEXCELファイルで一元管理した。WEBアンケートサイトにログインできない場合、担当者のメールアドレスを聞き取り、回答シートをメールで送付した。

<電話調査スクリプト>

“私、農林水産省からの委託を受けて、容器包装リサイクルに関する調査を行っております、株式会社アビーの<オペレータ名>と申します。

お送りいたしました依頼状につきまして、現在のところご回答の確認の取れていない事業者様に確認のお電話をさせていただきました。

依頼状はお手元に届いていますでしょうか？ “

※担当者不在の場合、電話の受け手に依頼状の確認と回答を依頼する。

3.3 補完調査結果

容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果を表 3-12 に、業種別を表 3-13 に、農政局業種別を表 3-14 に示す。

容器包装の使用の有無が把握できた回答を有効回答とし、有効回答数は1,107件（回答率28.07%）であった。うち容器包装使用ありが596件、容器包装使用無しが505件、不明が5件であった。

表 3-12 容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

農政局等	送付数	有効回答				回答拒否	廃業等対象外	回答率
		WEB	メール	容器包装使用あり	容器包装使用無し			
北海道	185	70	0	37	33	0	3	38.46%
東北	320	91	0	54	37	3	5	28.89%
関東(東京)	387	146	0	70	70	6	10	37.14%
関東(東京以外)	930	272	0	150	122	6	20	29.89%
北陸	147	28	0	17	11	0	7	20.00%
東海	374	82	0	39	43	3	9	22.47%
近畿	856	195	0	101	94	1	11	23.08%
中四国	284	81	1	51	31	0	5	29.39%
九州	448	121	0	69	52	2	7	27.44%
沖縄	69	20	0	8	12	0	0	28.99%
合計	4,000	1,106	1	596	505	21	77	28.07%

表 3-13 業種別の容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

業種	送付数	有効回答				回答拒否	廃業等対象外	回答率
		WEB	メール	容器包装使用あり	容器包装使用無し			
製造業	1,872	525	0	291	228	7	17	27.98%
商業・サービス業	2,128	581	1	305	277	14	60	28.14%
合計	4,000	1,106	1	596	505	21	77	28.07%

表 3-14 農政局業種別の容器包装リサイクル法に関する補完調査の回答結果

農政局等	業種	送付数	有効回答				回答 拒否	廃業等 対象外	回答率
			WEB	メール	容器包装 使用あり	容器包装 使用無し			
北海道	製造業	93	35	0	19	16	0	1	38.04%
	商業・サービス業	92	35	0	18	17	0	2	38.89%
	計	185	70	0	37	33	0	3	38.46%
東北	製造業	178	49	0	27	22	0	0	27.53%
	商業・サービス業	142	42	0	27	15	3	5	30.66%
	計	320	91	0	54	37	3	5	28.89%
関東 (東京)	製造業	162	52	0	26	20	2	2	28.75%
	商業・サービス業	225	94	0	44	50	4	8	43.32%
	計	387	146	0	70	70	6	10	37.14%
関東 (東京以外)	製造業	496	139	0	77	62	3	5	28.31%
	商業・サービス業	434	133	0	73	60	3	15	31.74%
	計	930	272	0	150	122	6	20	29.89%
北陸	製造業	84	15	0	10	5	0	1	18.07%
	商業・サービス業	63	13	0	7	6	0	6	22.81%
	計	147	28	0	17	11	0	7	20.00%
東海	製造業	173	41	0	21	20	1	1	23.84%
	商業・サービス業	201	41	0	18	23	2	8	21.24%
	計	374	82	0	39	43	3	9	22.47%
近畿	製造業	315	91	0	55	36	0	4	29.26%
	商業・サービス業	541	104	0	46	58	1	7	19.48%
	計	856	195	0	101	94	1	11	23.08%
中四国	製造業	139	34	1	22	13	0	3	25.74%
	商業・サービス業	145	47	0	29	18	0	2	32.87%
	計	284	81	1	51	31	0	5	29.39%
九州	製造業	205	61	0	32	29	1	0	29.76%
	商業・サービス業	243	60	0	37	23	1	7	25.42%
	計	448	121	0	69	52	2	7	27.44%
沖縄	製造業	27	7	0	2	5	0	0	25.93%
	商業・サービス業	42	13	0	6	7	0	0	30.95%
	計	69	20	0	8	12	0	0	28.99%
合計		4,000	1,106	1	596	505	21	77	28.07%

第4章 まとめ

4.1 調査結果の回答内訳

<食品リサイクル法に関する調査結果の回答内訳>

補完調査の総発送数（4,000 件）に対して、有効回答を得た 1,092 件の回答内訳を図 4-1、図 4-2、図 4-3、図 4-4 に示す。

まず「食品廃棄物等の年間発生量」の内訳は、100 トンを超えるのが 3%、100 トン未満が 63%、発生なしが 25%、不明が 9%であった。

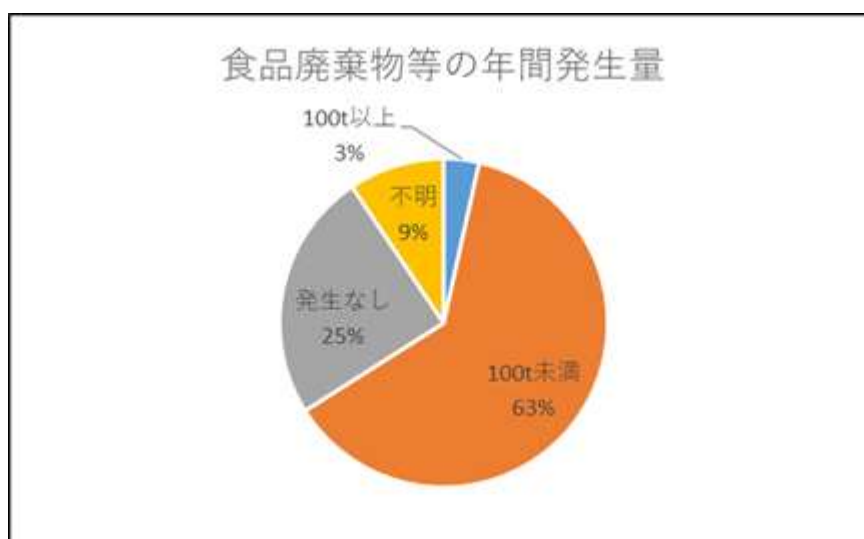


図 4-1 食品廃棄物等の年間発生量の回答内訳

次に「食品廃棄物等のリサイクルの取り組み」の内訳は、リサイクルに取り組んでいるが 50%、リサイクルに取り組んでいないが 50%であった。

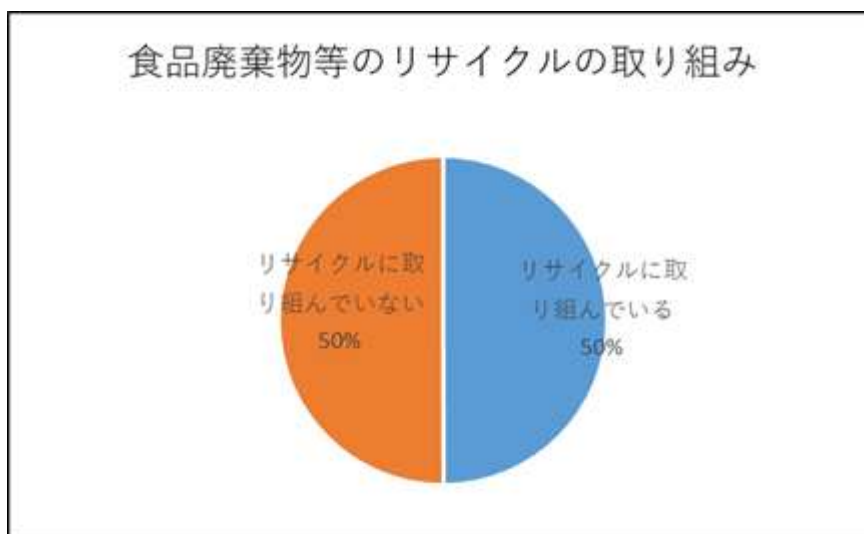


図 4-2 食品廃棄物等のリサイクルの取り組みの回答内訳

食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいる方で、「何にリサイクルしているか」の内訳は、飼料が 25%、肥料が 21%、油脂及び油脂製品が 15%、メタンが8%、エタノールが 2%、その他のものが 21%、不明が 8%であった。（複数選択可能）

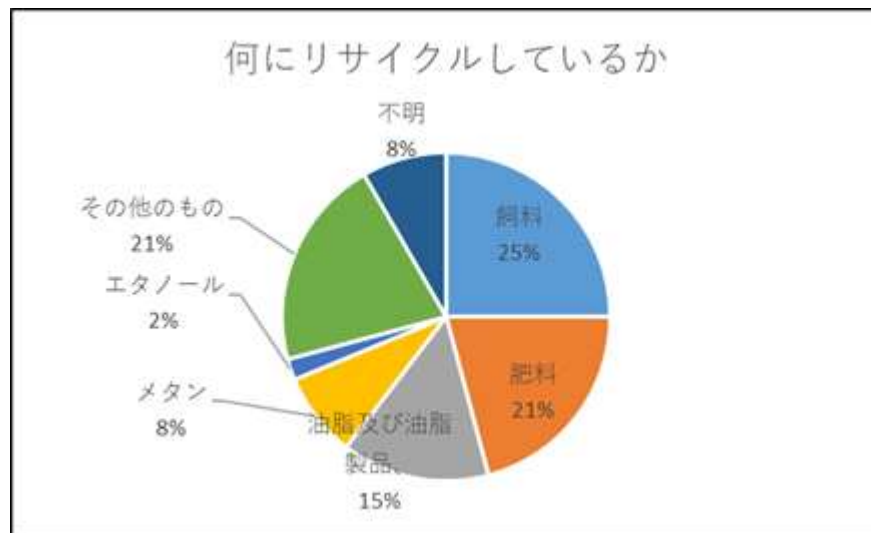


図 4-3 何にリサイクルしているかの回答内訳
(リサイクルに取り組んでいる場合)

食品廃棄物等のリサイクルに取り組んでいない方で、「取り組まない理由について」の内訳は、分別が困難が 26%、リサイクル意識が低いのが21%、周辺にリサイクル業者がないが 21%、リサイクル料金が低いのが16%、その他が16%であった（複数選択可能）。

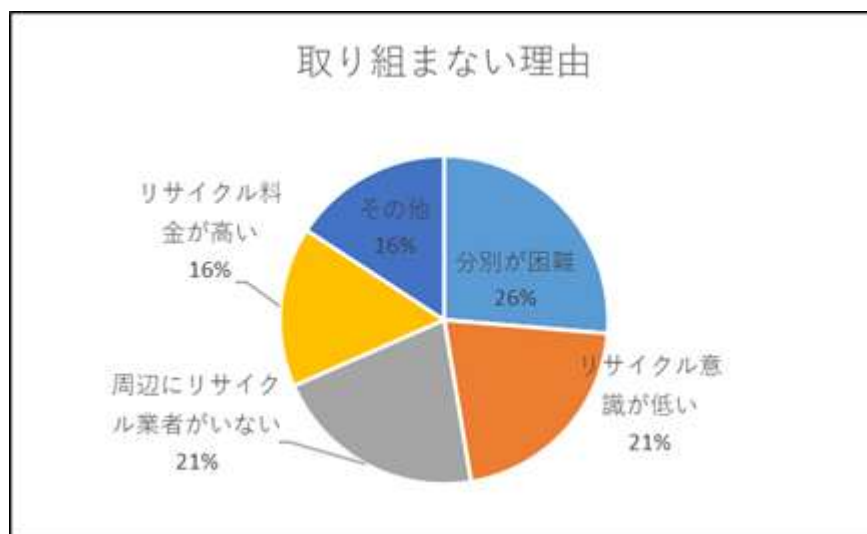


図 4-4 取り組まない理由の回答内訳
(リサイクルに取り組んでいない場合)

＜容器包装リサイクル法に関する調査結果の回答内訳＞

補完調査の総発送数（4,000 件）に対して、有効回答を得た 1,107 件の回答内訳を図 4-5、図 4-6 に示す。

「容器包装を使用して一般消費者向けに商品を販売したか」の内訳は、容器包装の使用ありが 54%、容器包装の使用なしが 46%、不明が 0%であった。

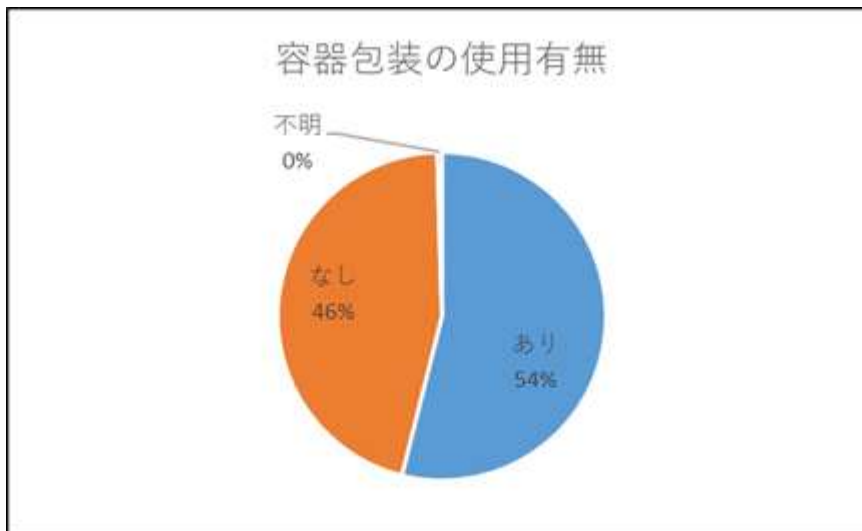


図 4-5 容器包装の使用有無の回答内訳
(一般消費者向けの商品販売 ※通販含む)

「容器包装の使用あり」の場合、使用した容器包装の種類は、プラスチック製容器包装が 29%、PET ボトルが 29%、紙製容器包装が 24%、ガラス製の容器が 18%であった。（複数選択可能）

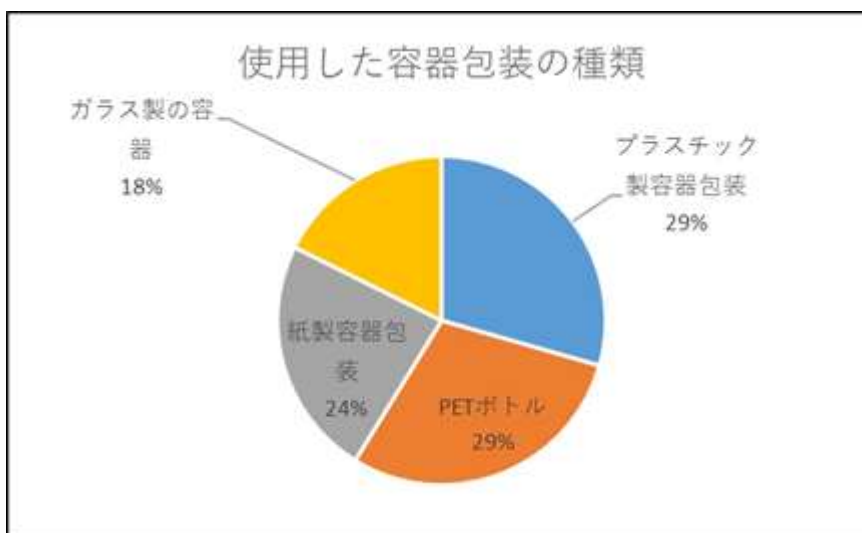


図 4-6 使用した容器包装の種類の回答内訳

4.2 今後の調査の課題

＜補完調査における問い合わせの内訳＞

補完調査における、送付事業者からの電話での問い合わせ件数は、食品リサイクル法で20件、容器包装リサイクル法で18件であった。

廃業等のお知らせ以外で、主な問い合わせ内容を表 4-1 に示す。

表 4-1 主な問い合わせ内容

食品リサイクル問い合わせ内容
回答は義務か？ →任意のお願いである旨を案内
ログインにおけるパスワードが分からない →ログイン画面に記載がある旨を案内
ログイン画面にたどり着かない →QRコードやURLの値を検索するのではなく、ブラウザにアクセス先アドレスとして入力するように案内
容器包装リサイクル問い合わせ内容
回答は義務か？ →任意のお願いである旨を案内
ログインにおけるパスワードが分からない →ログイン画面に記載がある旨を案内
ログイン画面にたどり着かない →QRコードやURLの値を検索するのではなく、ブラウザにアクセス先アドレスとして入力するように案内
毎年、農林水産省・経済産業省で実施している「容器包装利用・製造等実態調査」とは別の調査か →別の調査である旨を回答

<宛先不明の戻り郵便・電話不通>

補完調査における、宛先不明での戻り郵便と電話不通事業者の数を表 4-2 に示す。

表 4-2 宛先不明の戻り郵便・電話不通事業者数

	送付数	宛先不明の戻り		架電数	電話不通	
食品リサイクル	4,000	160	4.00%	1,022	163	15.95%
容器包装リサイクル	4,000	228	5.70%	1,887	198	10.49%
計	8,000	388	4.85%	2,909	361	12.41%

補完調査前に事業者の廃業情報を入手し、事業者データベースに反映させた。それでも、食品リサイクル法の調査においては、宛先不明で戻ってきた事業者が、160件（依頼状の送付数に対して 4.00%）、電話不通の事業者が、163件（架電総数に対して 15.95%）あった。また容器包装リサイクル法の補完調査においては、宛先不明で戻ってきた事業者が、228件（依頼状の送付数に対して 5.70%）、電話不通の事業者が、198件（架電総数に対して 10.49%）あった。

直近の調査実施事業者を除外し、5 年以上前や未実施のデータから対象事業者を抽出しているため、ある程度の不達・不通が生じることは予想できたが、今後も継続的にデータクレンジングサービス等を活用し、事業者の会社情報（基礎データ等）を、できるだけ正確な最新情報に更新することを検討すべきかと思う。

<実施方法の改善と新たな課題>

効率的かつ回答率の高い調査を実施するため、WEBを利用した回答方法を導入したところ、以下の効果が得られた。

1. 迅速な回答及び回答内容の入手と集計作業の効率化
2. デジタルデータでの回答による誤字脱字の回避
3. 郵送費の削減

しかし、以下の課題も見いだせた。改善策と併せて記載する。

1. PCの操作に不慣れな回答者が一定数存在し、QRコードの読み取りやURLの入力が困難。

2. ログイン画面のパスワードに関する問合せが多く、回答者が円滑にWEBアンケートサイトにアクセスできない状況が生じた。表記ゆれ（パスワードとPassword）が存在していたことが混乱の要因となった。

3. WEBアンケートサイトの信憑性が十分に担保されていない可能性があり、その結果、回答率が低くとどまったものと考えられるので、アンケート受

領者が安心してアクセスできるよう配慮した調査票の送付方法を検討する必要がある。。

4.3 今後の展開（容器包装リサイクル法の次年度以降の調査対象事業者数）

令和6年度に整理した「令和7年度以降の調査対象事業者（8,591件）」から、令和7年度に実施した容器包装リサイクル法に関する補完調査数（4,000件）のうち、有効回答のあった事業者（有効回答1,106件のうち73件）を差し引いた事業者数を令和8年度以降の調査対象事業者として整理した。

令和8年度以降の対象事業者数は8,518件が考えられる。詳細を表4-3に示す。

表4-3 令和8年度以降の容器包装品リサイクル法調査対象事業者数

農政局等	事業者データベース登録事業者	容リ過去調査実施、点検指導、特定事業者、合併廃業等の事業者	R7年度補完調査実施事業者	R7年度以降の調査対象事業者（R6事業で整理）	うちR7年度補完調査実施事業者のうち有効回答	R8年度以降の調査対象事業者
北海道	14,212	13,283	185	760	4	756
東北	16,986	15,845	320	829	1	828
関東(東京)	26,541	24,879	387	1,291	2	1289
関東(東京以外)	42,017	38,843	930	2,331	56	2275
北陸	12,912	12,210	147	556	0	556
東海	14,919	14,317	374	229	0	229
近畿	25,698	24,045	856	800	0	800
中四国	24,817	23,477	284	1,074	9	1065
九州	24,755	23,678	448	637	0	637
沖縄	2,733	2,584	69	84	1	83
合計	205,590	193,161	4,000	8,591	73	8,518

以上

令和 7 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業
(事業者データベース整備及び補完調査等) 調査報告書

令和 8 年 3 月

株式会社アビー